

鳥取市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第31号

鳥取市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例施行規則の一部を
改正する規則

鳥取市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例施行規則（平成16年鳥取市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（分担金に係る督促及び延滞金）

第5条 分担金に係る督促及び延滞金の徴収は、鳥取市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例(昭和36年鳥取市条例第14号)の定めるところによる。

様式第2号中

「 6 督促手数料及び延滞金
分担金を納期限までに納付されなかった場合は、次のものを併せて納めなければなりません。
(1) 督促手数料 円 を
(2) 延滞金年 %。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間は %の割合で計算した金額 」

「 6 延滞金
分担金を納期限までに納付されなかった場合は、次のものを併せて納めなければなりません。
延滞金年 %。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間は %の割合で計算した金額 に 」

改める。

様式第 3 号中

通 知 書 番 号		分 担 金 額	
督 促 手 数 料			

通 知 書 番 号		分 担 金 額	
-----------	--	---------	--

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収
条例施行規則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、この規
則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。